

令和2年5月15日

JA おとふけをご利用のお客様へ

音更町農業協同組合
代表理事組合長 笠井安弘

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を 踏まえた当組合の対応について（継続）

新緑の候 皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。さて、国内における新型コロナウイルス感染拡大は鈍化傾向にあり、4月7日に出された新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言について、北海道は5月31日まで延長されましたが、5月14日に「特定警戒都道府県」以外の34県、「特定警戒都道府県」のうち、茨城県、愛知県などの5県についても解除されることとなりました。

北海道については、外出自粛緩和等の独自基準を打ち出した中で、対策が継続されることとなったことから、当組合として現対策を5月17日までとしておりましたが、6月7日（日）まで再度延長させて頂くこととなりました。

当組合をご利用の皆様には、ご不便をおかけしますが、今しばらくご理解頂きご協力をお願い致します。

記

感染拡大防止対策徹底のための対応事項（期限：令和2年6月7日）

各部署毎に、当組合施設内での分散業務を実施させて頂きます。

担当者は各課の窓口にてお呼び下さい。

- 電話での対応が可能なことにつきましては、なるべく電話にてお願い致します。
- 各部署とも営業時間につきましては、通常通りとなっております。

以上